

吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務

事業者選定プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、吹田市千里山地区等コミュニティバスの試験運行に係る運行事業者の選定にあたり、市民の利便性を確保し、安全かつ効率的に運行するために、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 運行内容

「吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務 仕様書」のとおり

3 業務期間

令和4年2月から令和6年2月まで（予定）

詳細な日程については、選定した運行事業者と調整を行う。

4 参加資格

応募できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を、吹田市又は吹田市に隣接する市で行っており、かつ吹田市又は吹田市に隣接する市に本店、支店若しくは営業所がある、又は運行開始までに有することが確実であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務の公告の日において「吹田市財務規則（昭和39年規則第14号）」の規定に基づく吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）第3条に規定する入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 参加に関する留意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること

- (1) 参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。
- (3) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等をしようとした結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。
- (4) 提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (5) 参加希望者は複数の提案を行うことはできない。
- (6) 提出した書類の変更はできない。なお、当該提出書類について、本市は参加希望者に、後日参考資料を求めることができるものとする。
- (7) 応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項及び「吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務仕様書」の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

6 提案募集及び選定のスケジュール

項 目	日 程
募 集 要 項 配 布	令和3年4月19日(月)から5月6日(木) 吹田市土木部総務交通室 HP に公表
質 問 受 付 参加表明書等の提出	令和3年5月6日(木)午後5時まで
質 問 回 答	令和3年5月12日(水)
参加資格審査の結果通知	令和3年5月14日(金)
企 画 提 案 書 提 出	令和3年5月21日(金)午後5時まで
運 行 事 業 候 補 者 の 選 定	令和3年5月26日(水)
選 定 結 果 の 発 表	令和3年6月中旬

7 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書(第1号様式)、会社概要書(第2号様式)、4参加資格(1)が確認できるものを提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年(2021年)5月6日(木)午後5時まで
- (2) 提出先 吹田市土木部総務交通室(吹田市南千里庁舎4階)
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。)とする。
- (5) 参加資格審査の結果通知

参加資格の確認結果は、令和3年5月14日(金)までに、参加者に対して通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

8 質問及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（第3号様式）を提出する。ただし、質問ができる者は、前項に基づき参加申請の手続きを行った者とする。

- (1) 提出期限 令和3年（2021年）5月6日（木）午後5時まで
- (2) 提出先 吹田市土木部総務交通室（吹田市南千里庁舎4階）
- (3) 提出方法 メール、郵送又は持参で提出すること。
- (4) 回答方法 参加申込者全員に対し、メールにて回答する。

9 応募の方法

(1) 応募書類

プロポーザル提案申請書（第4号様式）

「16 千里山地区コミュニティバス試験運行事業提案書一覧」参照

(2) 提出期限

令和3年5月21日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

吹田市土木部総務交通室（吹田市南千里庁舎4階）

(4) 提出部数・規格

原本1部、写し9部、電子データ1部

(5) 提出方法

提出する提案は1案のみとし、郵送又は持参で提出すること。電子メールによる提出は認めない。なお、郵送の場合は当日消印有効とする。

(6) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（第5号様式）を令和3年5月21日（金）午後5時までに郵送又は吹田市土木部総務交通室へ直接提出すること。

10 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合は、本プロポーザルは取りやめとする。

11 運行事業候補者の選定

(1) 選定方法

市が設置する選定委員会が評価基準に従い運行事業候補者を選定するものとする。

なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 選定日（プレゼンテーション実施日）

- ア 日時 令和3年5月26日（水）の指定する時間
- イ 場所 指定する場所
- ウ 説明人数 1法人4人以内
- エ 説明時間 1法人30分以内

- オ 説明内容 応募書類のうち、市が指定する項目について、プレゼンテーションを行う。
- カ 質問時間 1 法人 20 分以内（選定委員からの質問）
- キ その他 出席の際には会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけてはならない。また、プレゼンテーションに必要な資料及び機器類はすべて参加者が用意すること。

（3）評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

種別	番号	項目	配点
提案内容	1	基本姿勢	40
	2	バス事業の実績	50
	3	施設概要	40
	4	運行管理体制	160
	5	重大事故発生状況	60
	6	指導教育体制	75
	7	高齢者・障がい者等への配慮	50
	8	利用者促進対策及び利便性の確保	150
	9	環境への配慮	50
	10	運行開始までの準備業務	50
提案価格	11	運行経費及見積書	150
	12	運賃収入以外の収入予測	50
その他	13	独自性	75
合計			1, 0 0 0

1 2 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、失格者に対しては市より書面で通知する。

- （1）本案件期間中に、上記「4 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- （2）選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- （3）他の参加希望者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- （4）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- （5）応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- （6）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 3 運行事業者の決定

- （1）本市職員で構成される選定委員会において、各委員が評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1 位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。1 位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2 位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2 位と順位付けした委員数でも決定できない場合

は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員による合議又は多数決により決定する。

- (2) 総合評価点の最低基準点は、総合評価点を委員会の委員の数で除した平均評価点が 600 点以上とする。参加者が 1 者のみであった場合も平均評価点が 600 点以上あれば最優秀提案事業者とする。
- (3) 選定委員会による採点結果を基に市長が運行事業者を決定し、運行事業者に決定した者に決定通知書を送付する。運行事業者に決定するまでに「4 参加資格」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合等により事業の実施が不可能となった場合等においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たに選定する。また、不採択となった者については、その旨は通知する。なお、不採択の場合において、参加者はその理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に説明を求めることができる。

1 4 協定書の締結

運行事業者に決定した者は、市と業務の細部について協議を行い、協定書等を締結する。

1 5 補助金の交付

決定した運行事業者に対し、協定書等に基づき予算の範囲内において、運行経費のうち所定のもの（人件費、燃料費、修繕費、車両等購入費、諸税、保険料など）を対象に補助金を交付する。

- (1) 運行事業者に決定した者は、年度ごとに補助金の申請手続きを行うものとする。
- (2) 補助金額の基本となる運行経費は、「第 8 号様式、第 9 号様式」により提案された額以下とし、特段の事情（燃料油脂等の高騰等）がない限り、運行事業者決定後の追加費用は認めないものとする。

1 6 千里山地区コミュニティバス試験運行事業提案書一覧

指定するもの以外の様式は任意とする。

評価項目		記載項目
1	基本姿勢	吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行事業に対する考え方
2	バス事業の実績	第 6 号様式による
3	施設概要	第 7 号様式による (千里山地区のコミュニティバスを運行するための必要な施設等について)
4	運行管理体制	①乗務員の労務管理体制 (管理体制、配置人員、人員配置計画等)
		②運行の定時性、安全性確保策
		③日常車両点検等の体制
		④苦情対応体制

		⑤事故発生時の処理体制
		⑥災害発生時等緊急時の対応
		⑦乗務員の選任計画・休憩等
		新型コロナウイルス等感染症対策について
		⑧-1 利用者への対策
		⑧-2 乗務員等への対策
5	重大事故発生状況	①自動車事故報告規則に規定する重大事故の発生状況について（H29年度～R元年度分）
		②事故時の損害賠償能力
6	指導教育体制	乗務訓練、安全接客サービス、その他実施している指導教育状況について
7	高齢者、障がい者等への配慮	高齢者、障がい者等への配慮について
8	利用者促進対策及び利便性の確保	①利用者促進対策について
		②利用者の利便性の確保について
9	環境への配慮	エコドライブ等の考え方、省エネルギー取組状況
10	運行開始までの準備業務	運行開始までの準備業務のスケジュールについて
11	運行経費見積	第8号様式、第9号様式による
12	運賃収入以外の収入予測	運賃収入以外の収入の提案について
13	独自性	運行事業者に選定された場合の特色ある取組内容の独自性について

17 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番1号（吹田市役所 南千里庁舎 4階）

吹田市土木部総務交通室

TEL 06-6155-3531（直通）

FAX 06-6872-1652

E-mail s-koutu@city.suita.osaka.jp